

景観計画区域内（景観形成重点地区）における行為のチェックシート【JR半田駅前地区】

NO.1

行為地域	用途地域	現況修景の特徴	デザインテーマ	デザインコンセプト	作成日
②JR半田駅前地区	商業	昭和初期の和風建築や洋風建築が並ぶ特有の景観を有している。	伝統建築との調和	伝統建築と調和させ、建物の色彩に配慮するとともに、道路から緑が見える景観とする。	
事前確認事項	地区計画			※添付書類のうち、付近写真は、計画の建築と周辺の景観の関係が確認できるように、様々な角度から撮影したカラー写真を添付してください。 ※当該物件において、該当する景観形成基準の有無を確認し、該当しない場合は、具体的な配慮・工夫の内容の記述は不要です。	
	「半田市ふるさと景観計画ペシフレット」（全6ページ）の内容（窓口配付またはホームページよりDL可）		■確認 □確認していない		
	「半田市ふるさと景観計画」（全119ページ）の内容（ホームページよりDL可）		■確認 □確認していない		
	「半田市景観形成ガイドライン」（全119ページ）の内容（ホームページよりDL可）		■確認 □確認していない		

建築物	項 目	重要度	景観形成基準	適合チェック	具体的な配慮・工夫の内容（配慮しなかった場合の理由）	評価
	配 置	努力義務	建築物の配置は、まちなみの連続性の確保に努めているか。	■配慮した □該当なし	周辺の住宅の壁面位置に合わせ連続性の確保に努めた。	
		努力義務	御幸通りに面する壁面については、道路境界線から大きく後退させないように努めているか。	■配慮した □該当なし	道路面に壁面を配置し、看板建築とした。	
	形 意 態 匠	義務	壁面や屋根は、単調さや圧迫感を与えないように、アクセント（変化）をつけるなど工夫しているか。	■配慮した □該当なし	屋根形状は周辺と同じような寄棟とし、変化を持たせた。	
		義務	側面及び背面の形態や意匠も、周辺との調和に配慮しているか。	■配慮した □該当なし	周辺の建築物との調和を考慮し、周辺と同じ色彩とした。	
		義務	1～2階の低層部については、壁面、開口部などの意匠の工夫により、周辺との調和に配慮しているか。	■配慮した □該当なし	低層部について、壁面に格子を用いて、アクセントをつけた。	
		義務	3階以上の部分については、低層部と形態・意匠の分節化を図り、まちなみにおいて目立ちすぎないように配慮しているか。	□配慮した ■該当なし	3階以上はない。	
		努力義務	地区の景観を特徴づける格子・木板を用いた和風建築及び、昭和初期の洋風建築の様式を模した意匠の活用に努めているか。	■配慮した □該当なし	昭和初期の代表的な様式であるアールデコ様式を用いて建築した。	
		義務	物販、飲食、サービス事業所等の店舗においては、閉店時の景観形成にも配慮しているか。	□配慮した ■該当なし	店舗ではない。	
		努力義務	御幸通りに面する部分では、1階の軒高付近において庇の設置もしくは庇をイメージさせるデザインに努めているか。	■配慮した □該当なし	周辺との調和も意識して、庇を設けた。	
		努力義務	【歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合】周囲の建物との調和に努めているか。	■配慮した □該当なし	ー（歴史的意匠を持つ建築物が隣接:隣接する建物が木板の壁であるため、調和を考え、下見板張りで行う。）	
	材 料	義務	時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用しているか。※自然素材をそのまま使用する場合は不問。	■配慮した □該当なし	外壁は下地を不燃材とし、表面に木材（防腐剤塗布済）を使用している。	
	色 彩	義務（必修）	壁面・屋根・建具などの外観の色彩は、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用しているか。※自然素材を着色せずに使用する場合は、景観計画の色彩基準は適用しない。			
		義務（必修）	R(赤)及びYR(橙)及びY(黄)の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下	■配慮した □該当なし	外壁：○YR △/□、□YR ○/△（ペランダ部分） 屋根：○YR □/△	
		義務	彩度・明度の高い色の使用は避けているか。	■配慮した □該当なし	彩度・明度の高い色は使用しなかった。	
		義務	使用する色数は少なくしているか。	■配慮した □該当なし	○色使用し、少なくするよう努めた。	
		義務	【アクセントカラー（主要な色を補完するために使う色）を使用する場合】使用する色彩相互の調和やバランスに配慮しているか。	■配慮した □該当なし	玄関付近の壁をベースカラーとなる外壁の色（○YR △/□）と調和するように（△YR ○/□）に選定した。	
		努力義務	【商店街以外の場合】周囲のまちなみに調和した色彩に努めているか。	■配慮した □該当なし	周囲の住宅は○系の色が多いため、調和する色彩にした。	
		努力義務	【商店街の場合】賑やかなまちなみにふさわしい色彩に努めているか。	■配慮した □該当なし	ー（商店街：アクセントカラーとして○色（○YR △/□）を使用し、一部に賑やかな色彩を採用した。）	
	建築設備 附帯施設	努力義務	附属物や設備は、建築物と一体的なデザインに努めているか。	■配慮した □該当なし	ガレージと収納庫は建築物と同一の形状や色彩を用いた。	
義務		空調機などの設備は、道路から見えない位置に配置しているか。やむを得ず設置する場合は、建築物の外観と調和した囲いを設ける、緑化するなどにより、目立たない工夫をしているか。	■配慮した □該当なし	室外機や給湯設備は道路側から見えない位置に設置した。また、道路側に面する機器には、前面にルーバーを設置した。		
外 緑 構/ 化	義務	門や垣又はさくは、まちなみとの調和に努めているか。高いブロック塀などの設置は避けているか。（生垣を除く）	■配慮した □該当なし	道路沿いは中木を配置し、まちなみの連続性に努めた。		
	努力義務	敷地内は、緑化に努めているか。	■配慮した □該当なし	玄関周辺及び敷地角にはシンボルツリーを配置した。		
	義務	【駐車場として利用する場合】植栽や垣又はさくで囲むなど、道路から目立たない工夫をし、出入り口の位置についてまちなみの連続性に配慮しているか。	□配慮した ■該当なし	駐車場とはしない。（駐車場の乗入れ部周辺に植栽を配置し、まちなみの連続性に努めた。）		
	義務	【周辺から壁面線などが大きく後退したり、空地的に利用する場合】門や塀、植栽などの設置により、まちなみの連続性に配慮しているか。	■配慮した □該当なし	周辺の壁面が後退していることから、周辺の建物の壁面に揃えた。（空地的に利用するところにおいては、植栽を設置するなどし、まちなみの連続性に努めた。）		
	努力義務	地域の植生にあった緑化に努めているか。	■配慮した □該当なし	当該地域でよく見られる○○を選定した。		